

事務連絡  
令和6年3月7日

居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所 各位

岡山市 保健福祉局高齢福祉部介護保険課長

「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」及び「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の適切な提出について

日ごろから、本市の介護保険行政にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の届出書(以下、「居宅届」という。)の提出については、介護保険法施行規則第64条(居宅介護サービス費の代理受領の要件)や指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条(内容及び手続の説明及び同意)等において規定されています。

しかしながら、提出漏れのご相談を数多くいただく状況が続いております。以下の内容に十分ご留意いただき、提出漏れが生じないようご協力をお願いします。

ご承知のとおり、居宅届が未提出の場合は、いわゆる代理受領ができず(岡山県国民健康保険団体連合会からの介護報酬の受領が不可)、利用者が一旦全額負担(10割負担)をしなければならない場合があります。(ケアプランの不備等が伴った場合は利用者の全額負担となる場合もあります)

また、適正な処理を行うため、詳細な経緯のご説明等をいただかざるを得ず、利用者や介護サービス事業者のみならず、居宅介護支援事業者のみなさまにも大きなご負担となります。

<提出漏れの前例が多く、特段のご注意をいただきたい場合>

- ・新規の要介護認定申請
- ・要介護状態区分の変更申請、事業対象者から要支援者となった
- ・(看護)小規模多機能型居宅介護事業所への引継ぎ
- ・転入・転出

今後とも、適切な介護保険制度の運営となるようご協力をよろしく申し上げます。

詳しくは、「介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント手続きマニュアル」をご参照ください。

岡山市ホームページ <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000007431.html>

岡山市 保健福祉局高齢福祉部  
介護保険課管理係  
086-803-1240

# 令和6年1月より要介護認定申請書書式が一部変更されました。

## 介護保険

要介護認定・要支援認定  
要介護更新認定・要支援更新認定  
変更認定

申請書

\*該当するものに○印をつけてください。

(あて先)岡山市長

被保険者証 (回収・未回収)	
資格者証	確認
調査員	
主治医	
保険料	

受付印
-----

次のとおり申請します。

\*申請年月日が市の受付年月日と異なる場合には、市の受付年月日を申請年月日とします。

被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0	個人番号		
	フリガナ		申請年月日	令和 年 月 日	
	氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日	
	住所		性別	男 ・ 女	
	前回の要介護(支援)状態区分等	状態区分	1 2 3 4 5	有効期間	平成・令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
	変更申請の理由	悪化・改善 *変更申請の場合 どちらかに○印をつけ その状態や理由を記入してください。 理由 ( )			

本人及び家族、代理人が申請する場合も 次の欄に記入してください。

申 請 者	氏名または名称	該当に○印 (本人・家族・成年後見人等※1・地域包括支援センター※2・指定居宅介護支援事業所※2・介護保険施設)
	住所または所在地	(電話 )

円滑な給付を行うことを目的として追記しています。

※1：成年後見人等が申請する場合は、成年後見等に関する登記事項証明書等(写し可)を添付してください。  
※2：事業所等の代行申請の場合、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出状況も併せてご確認ください。

訪 問 調 査	訪問調査日調整のための連絡先	フリガナ 本人・その他(氏名 続柄 ) (電話番号) - - (携帯電話番号) - - 平日 日中の連絡可能な時間帯 いつでも可・時間帯(時～時)・( )曜日以外
	訪問調査時の同席希望	希望する・希望しない *希望する場合はその同席者(氏名 続柄 )
	訪問調査先(介護保険施設、医療機関、ケアハウス)	*訪問調査先が被保険者住所と異なる場合は必ずご記入ください。 〒
	※3 グループホーム	号室(電話 - - )

郵便番号の記載を追加しています。(主治医記入欄も同様です)

入院している場合のチェック欄を追記しています。

主 治 医	主治医氏名	〒	医療機関名	(電話 - - )
	所在地	〒		
	最終受診日	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 入院中 (入院中の場合、チェックしてください。最終受診日の記入は不要です。)	

にチェックしてください。「その他」にチェックが入る場合のみ、医療保険被保険者名、番号をご記入ください。

医療保険情報※4	<input type="checkbox"/> 岡山市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 岡山県後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> 未加入(生活保護受給中等)
	<input type="checkbox"/> その他(被保険者名 記号・番号・枝番 )

※4：岡山市国民健康保険、岡山県後期高齢者医療保険及び未加入の欄にチェックした場合、医療保険被保険者証の提示等は不要です。ただし、2号被保険者の方については、医療保険の種類に限らず、医療保険被保険者証の提示または写しの添付が必要です。

2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名	*64歳以下の方は必ず記入してください。
-------	----------------------

2号被保険者の場合、医療被保険者証提示等が必要である旨を明記しています。

記入欄のレイアウトを変更しています。

めに必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主に提示すること。

\*更新申請の場合、要介護(支援)認定が申請日から30日を超えたときであっても、現在の要介護(要支援)状態区分の有効期間内であれば、認定までの見込み期間等を通知する書面を省略すること。

(同意する場合は、被保険者名を必ず記入)	被保険者氏名
(同意欄を代筆した場合は、必ず記入)	代筆者氏名 (続柄)

介護事業所等の事業主様、介護業務に従事されている皆様へ

厚生労働省交付金事業(雇用管理改善等援助事業・能力開発事業)

# 専門家による 無料相談のご案内

雇用管理改善・人材育成・健康確保に関するお悩みを、専門家（雇用管理コンサルタント、介護人材育成コンサルタント、ヘルスカウンセラー）が事業所にお伺いして、無料相談・アドバイスを実施いたします！

※一部オンラインによる相談援助も可能ですのでお気軽にお問合せください。

## ○ご相談内容（例）

記載ご相談内容はあくまで一例です。  
その他相談内容等に関しましてもお気軽にお問い合わせください。

### ①雇用管理改善 に関するご相談

BCP作成、ハラスメント対策、  
処遇改善加算、事業所経営ほか、  
労務管理全般について。

（年度内）1事業所につき  
1回2時間 計6時間まで実施可

### ②人材育成 に関するご相談

リーダー育成の方法、研修計画、  
キャリアパス導入、職員のモチベー  
ション向上など。

（年度内）1事業所につき  
1.5時間×3回まで実施可

### ③健康確保 に関するご相談

メンタルヘルスケア、  
ストレス対策など。

（年度内）1事業所につき  
1回1～1.5時間  
計4時間まで実施可

## 当センターの「専門家」とは…

介護分野の雇用管理や人材育成・健康確保に詳しい、  
当センターより委嘱を受けたコンサルタント（社会保険  
労務士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、  
行政書士、中小企業診断士等）にて構成しています。

まずは下記までご相談ください。（裏面にFAX申込書がございます）

## 公益財団法人介護労働安定センター岡山支部

〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL：086-221-4565 FAX：086-221-4572

HP：<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/okayama/index.html>

介護センター岡山支部



# FAX申込書 (086-221-4572)

## 【委嘱コンサルタントのご紹介（順不同）】

### <<コンサルタント相談>>

- 中原 俊 (特定社会保険労務士・行政書士・産業カウンセラー)
- 笹井 茂樹 (特定社会保険労務士)
- 田村 典子 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー)
- 中前 貴子 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント)
- 佐藤 起世子 (特定社会保険労務士)
- 出原 吉人 (特定社会保険労務士)
- 内田 直孝 (社会保険労務士)
- 清水 晃 (税理士法人久遠 介護・医業経営支援部部长)
- 松田 眞司 (中小企業診断士)
- 富永 優子 (特定社会保険労務士)

### <<研修コーディネート相談>>

- 中前 貴子 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント)
- 侍留 慶子 (特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント)
- 田村 典子 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー)
- 平井 勝洋 (産業カウンセラー・キャリアコンサルタント)
- 細川 弘志 (キャリアコンサルタント)

### <<健康確保相談>>

- 平井 勝洋 (産業カウンセラー・キャリアコンサルタント)
- 中谷 優子 (産業カウンセラー)
- 中前 貴子 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント)

申込日：令和 年 月 日

法人名：	事業所名：
所在地： 〒 —	
TEL： — —	FAX： — —
メールアドレス： < >	
担当者： (役職) (氏名)	
主な事業（☑を付けてください） <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 家政婦紹介所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
ご相談内容（ご相談内容に該当する番号に☑を付けて、具体的にご記入ください） <input type="checkbox"/> ①雇用管理改善 <input type="checkbox"/> ②人材育成 <input type="checkbox"/> ③健康確保	
相談のご希望日（コンサルタントと日程調整を行います） 第1希望      月                  日（                  :                  ~                  :                  ） 第2希望      月                  日（                  :                  ~                  :                  ） 第3希望      月                  日（                  :                  ~                  :                  ）	

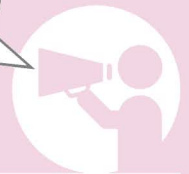
※記載された内容については、個人情報に関する法律に基づき、当センターで適切に管理し、上記以外の目的で使用いたしません。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や  
厚生労働省ホームページ  
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の 締結時と更新時	2. <b>更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容</b> 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ</b> 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. <b>無期転換申込機会</b> 4. <b>無期転換後の労働条件</b> 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。



# 労働条件明示の制度改正のポイント

## 全ての労働者に対する明示事項

### 1

#### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」\*1 についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

### 2

#### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示\*2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

### 3

#### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと\*3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

### 4

#### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと\*3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示\*2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項\*4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
  - ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
  - ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
  - ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
- (注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (②)
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 (③)



(2023年10月)

# 確認しよう、最低賃金!

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。

## 岡山県 最低賃金

令和5年  
10月1日から  
時間額

932円

前年比  
40円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認!

最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
岡山労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



岡山労働局

検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円を  
助成



# 「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

※1) 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2)

### 1 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

### 2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

### 3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

### 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）  
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

## 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

(R5.9)



# 介護現場の安全 + SAFE通信



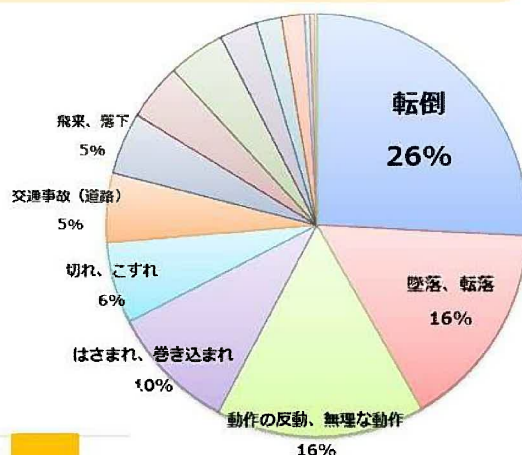
2023.12

岡山県の介護従事者の労働災害を減らすため  
職場の安全 & 健康な情報をタイムリーにお届けします

## 岡山県内で転倒災害が急増！

～特に病院・介護施設での増加が目立つ～

令和5年11月末現在、岡山県内の休業4日以上  
の労働災害（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は1,941件となっており、前年同時期1,792件と比較して149件の増加となっています。事故の型別で見ますと、特に「転倒」が26%を占めています。



転倒災害だけをみますと令和5年11月末現在で501件となっていますが、前年同時期403件と比較して98件の大幅増加となっています。

また、過去5年の同時期と比較しましても、本年の転倒災害の件数は突出しており、非常に危惧される状況です。（上グラフ参照）

転倒災害が特に増加しているのが「社会福祉施設」です。令和5年11月末現在で82件となっており、昨年同時期比で34件増加となっています。



### 岡山県の介護現場の労働災害の減少を推進する 岡山 + SAFE協議会 構成員

- 【リーディングカンパニー】(福)天神会、(福)敬友会、(福)旭川荘
- 【関係団体】(公財)介護労働安定センター・岡山県社会福祉法人経営者協議会・岡山県老人福祉施設協議会・岡山県障害福祉施設等協議会・岡山県訪問介護事業所連絡協議会・(一社)岡山県通所介護事業所協議会・(公社)日本認知症グループホーム協会・(一社)岡山県老人保健施設協会・(一社)日本福祉用具供給協会・(一社)岡山県介護支援専門員協会・(一社)岡山県労働基準協会・(独)労働者健康安全機構岡山産業保健総合支援センター
- 【スペシャルアドバイザー】JFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）・(一社)岡山県理学療法士会
- 【サポーターカンパニー】アイ・ソネックス(株)・(株)ウェルパートナーズ・ダイヤ工業(株)・日進ゴム(株)・(株)丸五
- 【地方自治体】岡山県
- 【事務局】厚生労働省岡山労働局（ご意見・ご要望は 岡山市北区下石井1-4-1（健康安全課 086-225-2013）まで）

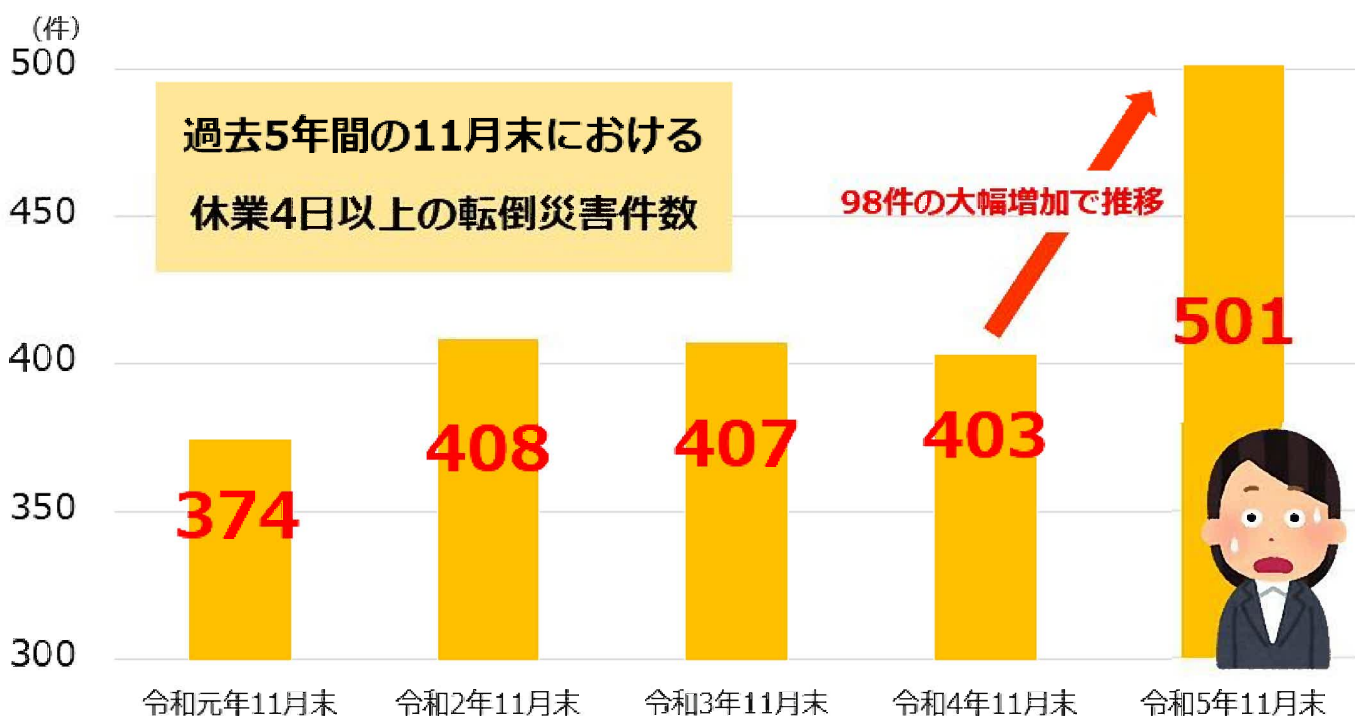
事業者・労働者の皆様へ緊急のお知らせ！



職場での

# 転倒災害

## が急増しています



### 今すぐ転倒災害防止対策を！

転倒防止対策は裏面をチェック！

# みんなで安全職場

人は誰でも転倒します、どこでも転倒します  
 転倒しない、転倒させない  
 安全で安心な職場をみんなで築きましょう！

## 転倒防止はまず職場環境の改善から！

常に3S(整理・整頓・清掃)を  
 徹底しましょう



必要なもの・不要なものを分け、  
 不要な物は処分する(整理)



決められた場所にきちんと片付け  
 ける(整頓)  
 ※事前に置く場所を決めましょう



汚れや水濡れなどが無い状態に  
 する(清掃)

床面の穴や凹凸、危険な傾斜、  
 滑りやすい床材は  
 補修・改修を  
 検討しましょう



転倒リスクの高い箇所には  
 見える化(掲示)が有効です

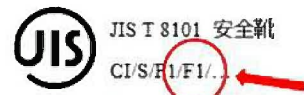


## 作業に合った滑りにくい靴を履きましょう！

靴を選ぶ際には「耐滑性」を確認しましょう



▶安全靴の場合  
 個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」  
 または「F2」の表示があるもの



▶プロスニーカーの場合  
 靴のベロ裏面の表示に、耐滑性の  
 ピクト表示があるもの



## 適度な運動習慣で転倒しにくい体力づくりを！

一般に加齢とともに身体機能は低下し、転倒リスク  
 が高まります。身体機能の維持・向上のために、日頃  
 から適度な運動を行いましょう。



まずは現在の自分の身体機能  
 をチェックしてみましょう



ロコモ度テスト

